選　挙だより

令和７年６月１５日発行　土岐市選挙管理委員会

令和７年７月に参議院議員通常選挙が行われる予定です。
大切な権利を無駄にしないよう、投票しましょう。

参議院議員通常選挙

投票日：**未定**※　　投票時間：午前 **7** 時 から 午後 **8** 時まで

※投票日は現在のところ未定ですが、７月に行われる予定です。
決定され次第、土岐市ホームページ等でお知らせします。

入場券について

○入場券は**公示の日から順番に郵送**します。

○入場券を「紛失した」、「届いていない」場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。
投票所受付でその旨申し出てください。

この選挙で投票できる人

① 日本国民で選挙権を停止されていない方
② 投票日に満１８歳以上の方
③ 公示日の前日時点で引き続き３か月以上土岐市に住んでいて、選挙人名簿に登録されている方

期日前投票ができます（積極的にご利用ください）

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、下記のとおり期日前投票ができます。

【今回からの変更点】

今回の選挙から、支所でも土岐市全域にお住いの方が投票できるようになりました。併せて、支所の投票開始時刻が午前8時30分から午前９時に変更となりました。

場　所	土岐市役所 １階多目的スペース	西部支所	駄知支所
期　間	公示日の翌日～投票日の前日	投票日の６日前～投票日の前日	
時　間	午前８時３０分～午後 **8** 時	午前 **9** 時～午後 **5** 時	
投票できる方	土岐市**全域**		

※土岐市役所と支所では、投票できる期間、時間が違います。

※期日前投票をする場合、「宣誓書」に記入が必要です。期日前投票所に備え付けていますが、入場券が届いた後は、入場券の「宣誓書」を記入してからお出かけいただくと受付がスムーズです。

投票の方法

① 選挙区選挙　　候補者名を一人書いて投票します。

② 比例代表選出議員選挙　　候補者名または政党名を書いて投票します。

身体の不自由な方は自宅で郵便投票ができます

下の表に該当する障がい者の方は、土岐市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けて、自宅で投票することができます。なお、郵便投票をする方は、投票日の４日前まで（必着）に土岐市選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。

種類	障がいの種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	１級または２級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	１級または３級
	免疫・肝臓の障がい	１級から３級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第２項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第３項症まで
介護保険証	要介護者	要介護５

上記郵便投票該当者で代理記載制度に該当する障がい

身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	１　級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症から第２項症まで

選挙公報を配布します

選挙公報は、選挙期間中に新聞折り込み、または郵便受け等への投函により配布します。

近年の選挙において選挙公報が届かなかった世帯の方で配布を希望される方は、世帯主の方宛に郵送しますので、事前に土岐市選挙管理委員会までお申し込みください（選挙公報は、土岐市ホームページでご覧いただけます。市役所及び各支所でも配布します。）。

お子さん・お孫さんと一緒に投票に行きましょう

平成２８年から投票所に一緒に入ることができる子どもの範囲が、「幼児」から「１８歳未満」に拡大されています（子どもだけでは入場できません。）。

将来を担う子どもたちにとっても、一票の大切さを学ぶ貴重な体験となりますので、選挙の際にはぜひ、お子さん・お孫さんと一緒に投票所へお越しください。

土岐市選挙管理委員会

TEL　５４－１１１１　　内線５２４